

東北大学金属材料研究所附属新素材共同研究開発センター研究設備等使用内規

制 定 令 和 4 年 9 月 日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学金属材料研究所（以下「本所」という。）附属新素材共同研究開発センター（以下「本センター」という。）の有する研究設備及び機器（以下「設備等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第2条 使用の対象となる設備等は、本所新素材共同研究開発センター長（以下「センター長」という。）が定め、別表に掲げる設備とする。

(使用者の資格)

第3条 設備等を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本所の教員及び大学院学生等
- 二 東北大学（本所を除く）の教員及び大学院生等
- 三 センター長より共同利用・共同研究の承認を受けた者
- 四 その他センター長が特に認めた者（東北大学以外の者）

(使用の申請及び許可)

第4条 設備等の使用を希望する者は、別紙様式1に定める申請書によりセンター長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請を受理した場合において、当該申請が本センターの設置目的に対し適当と認めるときは、これを許可するものとする。

(使用上の支援)

第5条 前条第2項の規定により設備等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、設備等の使用に当たっては、当該設備等の操作方法の指導等、本センターの職員により必要な支援を受けることができる。

(目的外使用の禁止)

第6条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に設備等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 センター長は、使用者がこの内規に違反し、又は設備等の使用に重大な支障を生じさせたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(維持管理費)

第8条 使用責任者は、設備等を使用したときは、所定の期日までに維持管理費を納付しなければならない。

2 前項の維持管理費の料金は、別表に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に認めるときは維持管理費の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第9条 本学は、設備等の使用によって使用者（本学の教員等を除く。以下この条及び第10条において同じ。）に生じた損害について、使用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失によりその使用に係る設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 設備等の使用に当たり、使用者より技術上及び営業上の情報を受け又は知り得た者は、その一切の情報に係る秘密を第三者に漏らしてはならない。

(知的財産権)

第12条 設備等の使用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生事案を勘案して、別途協議して決定するものとする。

附 則

この内規は、令和4年12月1日から施行する。

別表

新素材共同研究開発センター研究設備に係る維持管理費料金表

(1時間当たり 単位：円)

設 備 等 名	第3条一、三 に掲げる者	第3条二に 掲げる者	第3条四に 掲げる者	備 考
X線光電子分光分析装置 (XPS)	1,740	5,750	9,040	
フィールドエミッション電子マ イクロプローブアナライザ (EPMA)	670	4,040	6,960	

※上記料金には、消費税額及び地方消費税額を含む。

新素材共同研究開発センター研究設備等使用申請・許可書

20 年 月 日

東北大学金属材料研究所附属新素材共同研究開発センター長 殿

東北大学金属材料研究所附属新素材共同研究開発センターの研究設備等の使用について許可願います。

なお、使用に際しては、東北大学金属材料研究所附属新素材共同研究開発センター研究設備等使用内規を遵守します。

1. 申請者情報

所属機関			
部署名			
使用責任者（支払責任者）		職名	
連絡先（電話）		e-mail	

※使用者が使用責任者（支払責任者）本人でない場合は、責任者の承認を得て申請すること。

2. 研究課題及び使用者情報

管理番号 (センターで記載)		共同利用・共同研究の場合 は右欄に○印を記入	
共同利用課題番号 (共同利用・共同研究の場合)			
研究課題名			
研究の概要と利用目的			
使用希望設備・機器 (使用設備を○で囲む)	1. X線光電子分光分析装置 (XPS) 2. フィールドエミッション電子プローブマイクロアナライザー (EPMA)		
使用期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日		
使用者 氏名		職名・身分	
所属		連絡先（内線）	
e-mail		緊急時連絡先	

3. 維持管理費の納付方法に関する情報（東北大学に所属する申請者）

①運営費交付金・ ②科研費（研究種目、研究代表者、課題番号：)	
③寄付金・ ④受託研究・ ⑤共同研究・ ⑥受託事業・ ⑦その他 該当番号欄を○で囲む	
②～⑦については名称及びプロジェクトコード（登録番号）	所管コード：
名称：	目的科目コード：
プロジェクトコード：	目的科目：
(予算管理) 部局・係名：	内線：
e-mail：	

4. 維持管理費の納付方法に関する情報（東北大学以外の申請者）

本学の紹介者	所属		職名		氏名	
経理担当者情報 (請求書送付先)	所属機関・部署					
	住所					
	担当者氏名					
	e-mail		電話			

別途の条件の下、上記設備等についての使用を（許可・不許可）する。

(不許可の理由：)

20 年 月 日

東北大学金属材料研究所附属新素材共同研究開発センター長